

令和7年度第1回
鳥取市社会教育委員会議、生涯学習推進協議会 議事録

日 時：令和7年7月16日（水）10時00分～12時10分

場 所：鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

出席者：松下委員、砂場委員、佐々木委員、森田委員、新田委員、山下委員、佐分利委員、
吉田委員、山本委員、橋本委員、竹内委員、濱田委員、森本委員、棚田委員、
牛尾委員、藤井委員、宮脇委員

欠席者：川口委員

事務局 生涯学習・スポーツ課（浜田課長、保木本、東野主事、下田主事）

※発言内容について、事務局で一部加筆訂正しています。

- 1 開 会 10時00分
- 2 自己紹介
- 3 会長及び副会長の選出
- 4 会長、副会長 あいさつ（竹内会長、吉田副会長）
- 5 研修
「社会教育委員の役割について」
講師 鳥取県教育委員会社会教育課 社会教育・地域学校協働推進担当
戸板 正哉 係長兼社会教育主事
- 6 協議事項
(1) 生涯学習推進基本方針について（各種施策の実績報告等）
- 7 報告事項
(1) 第78回優良公民館表彰について
- 8 今後の予定・その他
 - ・社会教育関係者研修会
 - ・第2回会議 11月頃（生涯学習推進基本方針のグループワーク）
 - ・第3回会議 3月頃
- 9 閉会 12時10分

6 協議事項

(1) 生涯学習推進基本方針について（各種施策の実績報告等）

事務局) 資料2 鳥取市生涯学習推進基本方針と、資料5 令和6年度及び令和7年度生涯学習推進基本方針関連事業計画及び実績をお手元にご用意ください。

本市では、資料2の鳥取市生涯学習推進基本方針に基づき、全庁的に生涯学習の振興に取り組んでおり、生涯学習・スポーツ課では資料5のとおり、毎年度、各課の取組状況について取りまとめを行っております。

本日は生涯学習推進基本方針とそれに基づいて各課が取り組んでいる事業の報告のみとなりますが、生涯学習推進基本計画については冒頭に説明しましたように、令和8年度に見直すこととしています。今現在の基本方針の内容が本市にとってふさわしく、社会情勢にあったものかどうか、という観点で見ていただき、第2回会議で委員の皆さまからご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

では、資料2 基本方針3ページ目をご覧ください。

本方針には、7項目の基本施策を掲げております。

1つ目は(1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実です。

主な取組は資料2基本方針3ページの上段に○で記載しています。具体的な事業は資料5 目次をとばした次にあります大きなA3用紙の ページは下に記載しています1-1から1-5になります。

1-1ページから1-2ページにかけて幼児を対象とした本の読み聞かせや、社会人を対象とした市民大学、また1-3ページから年代に対応した健康づくりとして各事業が並んでいます。1-5は世代間交流や地域交流の事業です。各課が幅広く様々な事業を実施しています。かなりの数の事業があり読み上げはいたしません、第2回会議に向けて目を通していただけたらと思います。

次にいきます。基本方針3ページに戻っていただき、基本施策2つ目は(2) 社会的課題に関する学習機会の充実です。

主な取組は資料2基本方針3ページの中段に○で記載しています。具体的な事業はA3資料5 ページは下に記載しています2-1から2-4になります。

2-1ページ地区公民館における人権啓発推進事業や人権尊重社会を実現する鳥取市民集会を開催し、共生社会の実現を目指した人権に関する学習の推進に取り組んでいます。

また、2-3ページ各保健センターや地区公民館等で生活習慣病予防、心の健康などの講座への参加者も増加しています。子どもたちにおいては、SDGsに目を向けた事業に取り組む環境出前講座を行う課もあり、環境に関する理解の促進を図っています。

では次にいきます。基本方針3ページ目のほうに戻っていただき、基本施策3つ目は(3) すべての市民が学べる多様な学習形態や情報提供の充実です。

主な取組は資料2基本方針3ページの下段に○で記載しています。具体的な事業はA3

資料5 ページは下に記載しています3-1になります。

生涯学習に関するさまざまな情報を市報やケーブルテレビ、SNS で情報発信しています。また、麒麟のまちアカデミー講座のユーチューブ配信や電子図書館の充実により時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めています。

基本方針4ページ目にいただき、基本施策4つ目は(4) 学習した成果を生かす仕組みづくりと人材育成です。

主な取組は資料2 基本方針4 ページの上段に○で記載しています。具体的な事業はA3
資料5 ページは下に記載しています4-1から4-3になります。

4-1 ページ人材養成力「とっとりふるさと元気塾」の開校や、めくっていただいて各種展示や発表会の実施、ボランティアの育成や活動の活性化などがあります。

次にいきます。基本方針4ページ目に戻っていただき、基本施策5つ目は(5) 地域社会の課題解決力・教育力向上と家庭教育の強化です。

主な取組は資料2 基本方針4 ページの中段に○で記載しています。具体的な事業 A3
資料5 ページは下に記載しています5-1から5-3になります。

5-1 ページ地区公民館における特色ある事業や放課後及び長期休業を利用した学習活動の実施や子育て親育ち講座の実施、めくっていただいて地域における子どもたちの体験活動の実施などがあります。

基本施策6つ目は(6) 伝統文化・芸能・芸術の学びを通じた継承及び活用と振興です。

主な取組は資料2 基本方針4 ページの下段に○で記載しています。具体的な事業はA3
資料5 ページは下に記載しています6-1から6-5になります。

伝統芸能や地域に伝わる技能などの保存・伝承・発信、文化財への意識高揚に関する学習の推進、6-4 ページ市民が自主的に行う文化芸術活動の支援と施設や環境の設備、6-5 ページ文化芸術活動による交流の促進があります。

基本施策7つ目は(7) 生涯学習活動拠点の充実です。

主な取組は資料2 基本方針5 ページの中段に○で記載しています。具体的な事業はA3
資料5 ページは下に記載しています7-1から7-3になります。

公民館の施設整備及び機能強化、学校教育施設の開放、図書館の整備及び管理運営、7-2 ページからは生涯学習拠点の適切な管理運営があります。

多くの事業があり、なかなか今の時間で全てに目を通すことは難しかったかも知れません。これら各課が取り組んだ事業の令和6年度達成度は、それぞれの事業シートの中ほどに記載しています。Aの「計画を十分達成した」、Bの「計画をおおむね達成した」がほとんどでした。ただし、計画を達成できなかったというものもあります。これは、各総合支所の分室で開催される事業が多かったのですが、達成度が低くなった理由としては、開催はできても参加者が少なかった事業が多い傾向にあたり、中には参加者が集まらなかったり、事業の調整がつかず実施できない事業も複数ありまし

た。

平成16年の市町村合併後、20年以上が経過します。基幹公民館も廃止され、市全体としては文化センターで、旧市、総合支所地域では地区公民館が生涯学習事業を行っています。

旧町エリアを対象とした総合支所分室が行う生涯学習事業は、廃止された基幹公民館が行っていた事業を引き継いでいますが、文化センターや地区公民館で行う事業と重複するような内容があり、分室の事業のあり方について、今後検討が必要と考えています。

委員のみなさまからは、そういった観点からも鳥取市生涯学習推進基本計画について第2回会議以降、ご意見、ご要望をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長) ありがとうございます。資料を駆け足で説明し、資料をめくりながらついて行けなかった部分もあろうかと思いますが、ただ事前に送られてたので、もう目を通していただいた先生方もいらっしゃるかと思えます。ちょっと時間の都合上で、細かいことを追求していくというのは今日ではないかなと思ってるんですが、今後の進め方とか、どこに着目したらいいのかみたいな観点から、少し質問等があれば、お出しただければと思いますがいかがでしょうか。我々のミッションとしては、資料2-1鳥取市生涯学習推進基本方針で修正箇所が赤字で示されていますが、このような形で資料2のものに赤を入れていく、これを2年間かけてやるというイメージでしょうか。ここをどう変える必要があるのかを今説明があったとおり2ページ目以降ですね。特に基本施策にぶら下がり各事業が毎年度行われていて、その具体的な事業がこの資料5ということになっている。基本施策と基本方針関連事業が紐づいているが、現実が資料5なので、ちょっと抽象度を上げて、この方針に反映させていくという。ちょっと高度な作業になっていくので、頑張らないといけないなところなんです。一つだけ今事務局から提案というかこういうか、課題感がありますよっていうふうなことが、かつての基幹公民館とかでやっていたようなことが、今現在各総合支所でやられていたりするが、文化センターや各地区公民館でやっていることの重複だったりという話がありました。事務局としても課題感としてはお持ちだということで、それに賛同していただけるのであればそれをどう文言に落とししていましようかとかそういうことになっていくのかなと思うのですがイメージはつきますでしょうか。

委員) 最後に事務局が言われた問題点っていうところのものが、全然なくてそれが一番知りたいことなので、例えば事務局側としてこういうふうな問題があるんじゃないかなっていうものを文字化していただけたらありがたかったなと思いました。

議長) 何か説明できますか、お願いします。

事務局) ご指摘ありがとうございます。そうしましたら、紙でまた各委員様にお送りしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長) そうですね、さきほどのところは既にお持ちの問題意識だと思うので、どの事実からそういうことを考えているのかっていうのをお送りいただく。それはすぐ送っていただければと思いますし、継続して他にもポイントみたいなことが事務側から浮上してくれば連絡いただきたいですし、今後話があるかもしれないですが、教育大綱と教育振興基本の策定作業もあるので、教育委員会としても、前全庁的というか話が進むと思うのでそこでぜひ浮上しているようなことはこの社会教育委員の会議にもフィードバックしていただければと思います。

他はいかがでしょうか、進め方とか。

もう一点だけ私の方から基本的なことを確認しておきたいのですが、今説明していただいた資料5に見られるとおり、所管課が多岐にわたってますよね。生涯学習・スポーツ課だけではなく、いろいろな課のものがここにまとめておられるということなのですが、所掌というか、守備範囲はそこまでシェアを広げて検討すべきということでしょうか。というのは、身分的にも、今日皆さんは2つの委嘱がありました。社会教育委員は教育委員会からの任命されてるんですけども、鳥取市生涯学習推進計画に係る鳥取市生涯学習推進本部長というのは市長なんですね。市長からの委嘱を受けているので、市長部局の各課事業にも目配せし、逆にいうと、これやって欲しいんだけどどうなって言ったら、検討してもらおう権限というか力があるってところの確認を一応しておきたいのですが、その辺事務局の認識をお願いしたいと思います。

事務局) はい、この会議でいただいたものは当然また上の方にも上げていきますので、出た意見については関係各課にも伝えていきます。

議 長) こういう役所の会議でどちらの方が言いつ放しだったら嫌だなんていうことがありますので、直接お話を聞くとか、そういう機会も設けていただくべきなのかなと思ったりしています。今後、進める中で協議していきたいところですが一応皆さんもそのつもりでというか、社会教育委員だけではないというかことでいいですよ。

事務局) はい。

議 長) そうですね。結果的には幅広い事業を見ていくという形になりますので、社会教育の範疇を超える部分もあるのですが、ちょっと大変になるのですが頑張らしましょうということでもよろしく願いいたします。

7 報告事項

(1) 第78回優良公民館表彰について

事務局) 第78回優良公民館の表彰について説明させていただきます。

表彰は、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法などに工夫を凝らした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が

表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資することを目的として実施されているものになります。今年度は第78回を迎えます。

今年度は、鳥取市公民館連合会事務局内で検討した結果、小鷲河地区公民館が候補館となりましたのでご報告いたします。

現時点のスケジュールとしましては、市教育委員会から県教育委員会の方に、提出しまして、現在、審査がなされている状況です。それが通りましたら、県の方から国へ提出し、国の内定が出る予定となっております。

昨年度と同様、谷地区公民館のように、受賞されることを祈っているところです。

詳細につきましては、本日お配りしました資料をご覧ください。

災害で誰も死なないまちづくりというキャッチフレーズで、防災運動会を中心とした防災力アップの取り組みを記載しています。またお読みください。

議長) はい、ありがとうございます

公民館表彰ということですので吉田副会長、何か補足等ありますでしょうか。

副会長) ありがとうございます。

鳥取市にはですね、61館の地区公民館がありまして、今13ブロックに分けております。

いろいろある公民館の中から優良公民館表彰を受ける公民館というのをローテーションで決めてます。それで今年は鹿野地区の小鷲河地区公民館が選ばれました。去年は谷地区公民館が選ばれて、映画を自主的に作ったという内容でした。そしてこれが最終的には国の方まで行きて、全国表彰というのがあります。目指すのはこの全国表彰なんですけど、鳥取県でこうして選ばれたということでは大変名誉なことで、本当にありがたく御礼申し上げます。

委員) 質問ですが、社会教育員に生涯学習推進協議会委員、もう一つ公民館運営審議会委員も加えて議論するのでしょうか。

議長) これは昨年度条例が改正になりまして、公民館の所管が生涯学習・スポーツ課ではなくなったんですね。それまでは中央公民館イコール生涯学習・スポーツ課でありましたが。審議会も我々社会教育委員が兼ねるということということで三つの委員を兼ねていたのですが、昨年度から公民館運営審議会委員はなくなったという。公民館の運営の一環としてこの表彰ももう議論するなんていうか権限は特にないのかなと。ただ、社会教育にとっても重要な公民館の拠点の活動なので、報告いただいたというぐらいの理解をしておりますが、それぞれよろしいでしょうか。

事務局) はい。

議長) 法改正をし、公民館について直接は協働推進課がまちづくりの拠点としての様々な事業のことをやっていくのですが、社会教育事業とか生涯学習事業に関してはこちらでも少し関わっていくという理解をしております。

8 今後の予定・その他

事務局) 時間も過ぎておりますが、今後の研修会について案内をさせていただきます。

机の上に2枚紙をお配りさせていただきました。

令和7年度東部地区社会教育関係者研修会開催要項等と申込書です。これは、8月29日、会場は立川にあります鳥取県東部庁舎5階講堂で行われます研修会です。実践発表や情報交換をしていくような研修内容となっております。社会教育委員の皆様も対象ですので、ご都合がありましたら、ぜひご参加をいただきたいと思います。

もう一つは、鳥取県の大きな大会で社会教育委員の皆様の研修会が、11月14日に鳥取県社会教育振興大会兼鳥取県社会教育委員研修会があります。会場は米子コンベンションセンターとなり、ちょっと遠くなりますが、開催要項等届きましたら皆様へご案内をさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局) 第2回の会議は11月頃、第3回は3月頃を予定しております。

第2回の会議は、本日お配りしました鳥取市生涯学習推進基本方針、それとそれに基づく事業の計画実績についてグループワーク形式で、皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

また、近づきましたら文書でお知らせしますが、資料2と資料5は次回もお持ちください。

9 閉会